

第3次名護市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



2022 (令和4) 年11月
名護市

目次

はじめに	2
第1章 背景	3
1 国際的な地球温暖化対策の動向	3
2 国内の地球温暖化対策の動向	4
3 市の地球温暖化対策の歩み	5
第2章 基本的事項	7
1 目的	7
2 対象とする範囲	7
3 対象とする温室効果ガス	9
4 計画期間	9
5 基準年度	9
6 上位計画及び関連計画の位置づけ	10
第3章 温室効果ガスの排出状況	11
1 温室効果ガス排出量の算定方法	11
2 基準年度及び前計画期間の温室効果ガス排出量	11
3 前計画期間の温室効果ガス排出量の検証	14
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	15
1 目標設定の考え方	15
2 温室効果ガスの削減目標	15
第5章 目標達成に向けた取組	16
1 取組の基本方針	16
2 取組の目標（定性的）	17
3 取組の目標（定量的）	24
4 職員ひとり一人の行動指針	28
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	32
1 推進・点検・評価・見直し体制	32
2 改定体制	35
3 進捗状況の公表	36
資料編	37

はじめに

地球温暖化は、決して人ごとではなく、我々の生活に様々な影響を与えます。ただ単に気温や海水面が上昇するだけではありません。

気温や海水面が上昇することで、気候が大きく変動し、農林水産業に多大な影響が生じ、食糧不足に陥ったり、熱帯地方特有の伝染病が蔓延する可能性もあります。

地球温暖化は、人類共通の課題であり、我々ひとり一人の心がけや熱意で解決していかなければなりません。

国は、地球温暖化の主たる要因である温室効果ガスの総排出量を2050年までに実質ゼロにすると宣言しています。

このような状況を踏まえ、名護市役所は、約600人を雇用する沖縄県北部地域の主要な事業主体として、市内の事業者・住民の模範となることを目指し、市の実施する事務事業で排出する温室効果ガスの更なる削減を進めていきます。



第1章 背景

1 国際的な地球温暖化対策の動向

2015（平成27）年の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）を核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及等、2030（令和12）年までに各国が取り組むべき17の目標と169の具体的なターゲットで構成されています。

SDGsの17の目標



出典：国際連合広報センターウェブサイト

また、2015（平成27）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために今世紀後半の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする必要があることなどが盛り込まれた「パリ協定」が採択されました。

2 国内の地球温暖化対策の動向

1997（平成9）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では、「京都議定書」が採択され、日本は温室効果ガス排出量を第一約束期間（2008年～2012年）までに1990（平成2）年比で6%削減することが義務づけられました。この目標を達成するために、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、2014（平成26）年には、目標の達成が発表されています。

京都議定書以降の地球温暖化対策については、2008（平成20）年に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに現状から60～80%削減することとされました。

しかし、2011（平成23）年に発生した東日本大震災とその後のエネルギー供給体制の変化により、国の地球温暖化対策やその目標は大きく見直されました。

2016（平成28）年には、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が策定され、中期目標として温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%（地方自治体は40%）削減すること、長期目標として2050（令和32）年までに80%削減することが位置づけられました。

そして、2020（令和2）年10月に臨時国会における総理大臣所信表明演説において、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを表明し、2021（令和3）年6月には、内閣官房長官を議長とし、関係府省大臣・地方自治体等の首長を構成員とした国・地方脱炭素実現会議において、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」を策定しています。

また、2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」の改定が閣議決定され、中期目標として温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%（地方自治体は51%）削減すること、長期目標として2050（令和32）年までに100%削減することが位置づけられました。

沖縄県においては、2002（平成14）年に「おきなわアジェンダ21 県民会議」を設立し、地球環境問題に対する取組を進めており、2002（平成14）年には、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を、2011（平成23）年には、「沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

そして、2021（令和3）年3月には、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定（改定）し、県全体で気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として「沖縄県気候非常事態宣言」を行っています。

3 市の地球温暖化対策の歩み

市は、地球温暖化防止対策への取組として、2006（平成18）年に「名護市地球温暖化防止実行計画」を、2017（平成29）年に「名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。

また、2017（平成29）年には、「名護市COOL CHOICE（クールチョイス）宣言」を行っています。

COOL CHOICEとは？

COOL CHOICEとは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。



市有林の温室効果ガス吸収作用

温室効果ガスの大部分は、二酸化炭素（CO₂）が占めています。市では、市有林の管理及び造林を実施していて、樹木の育苗にも取り組んでいます。若い樹木は、古い樹木よりも多くのCO₂を吸収する作用があり、育苗及び森林の更新の取り組みを進めることは、温室効果ガスの削減につながります。



市の苗圃場で育成されている若木

下水処理場の消化ガス利用

市では、下水を処理する過程で発生する消化ガスを発電に有効利用し、消費電力を節約する取り組みを平成 28 年度から実施しています。消化ガスを利用した発電量については、平成 28 年度から令和 3 年度までに合計 1,212,900 kWh あり、温室効果ガス排出量を 953 t-CO₂削減しています。



消化ガス発電設備

自転車指導レーンの整備・管理

市では、平成 24 年度から自転車指導レーンの整備に取り組んでいて、令和 3 年度までに約 18 km の整備を終えています。移動手段を自動車から自転車へ転換することを支援する自転車指導レーンの整備・管理により、自動車のガソリン消費が抑えられ、温室効果ガスの削減につながります。



市内に整備された自転車指導レーン

第2章 基本的事項

1 目的

名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以降、「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、市が自ら実施している事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

市においては、2006（平成18）年に当初計画である「名護市地球温暖化防止実行計画」を、2017（平成29）年に第2次計画（以降、「前計画」という。）を策定（改定）しており、前計画の計画期間が2021（令和3）年度までであること、2020（令和2）年10月に国が2050（令和32）年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す表明を行ったことなどを踏まえ、第3次計画となる本計画を策定（改定）します。

なお、本計画は、名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のパイロット版としての意味合いも含んでいます。

2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、市が自ら実施する事務事業とします。市の事務事業を実施する指定管理者及び委託者に対しては、可能な限り温室効果ガスの排出制限等の取り組みを講ずるよう促します。

なお、対象施設については、表1のとおりです。



本庁舎

表1 本計画の対象施設

分類	施設名
総務部施設	本庁舎
企画部施設	国際交流会館
地域経済部施設	市民会館、各支所
市民部施設	—
福祉部施設	—
こども家庭部施設	幼稚園（旧公立幼稚園含む）、旧公立保育所、労働福祉センター、緑風こども園
農林水産部施設	苗圃場
建設部施設	都市公園施設、
環境水道部施設	環境センター、衛生センター、葬斎場、最終処分場、下水処理場、浄水場、上水道関連施設、名護市一般廃棄物処理施設
教育委員会施設	図書館、博物館、小学校、中学校、給食センター、文化財羽地資料整理室、市史編さん係事務所
消防本部施設	消防施設等
選挙管理委員会施設	選挙管理委員会事務所
その他施設	市営住宅、指定管理施設等

※前計画の対象施設であった瀬嵩保育所、児童センター、地域包括支援センター、下水道関連施設、区画整理事務所については、他施設との集計の統合、施設自体の廃止等の理由により、本計画には含めていません。

※本計画から、緑風こども園と苗圃場を対象施設に追加しています。

※国際交流会館は、都市公園施設に含め、次頁以降は都市公園施設等と表記しています。

※その他施設は、二酸化炭素（CO₂）排出量調査の対象外とします。



3 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める7種類の温室効果ガスのうち、市が排出量を把握・算定することが可能な二酸化炭素（CO₂）とします。

表2 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める7種類のガス

名称	特徴
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料や一般廃棄物中の廃プラスチック等の燃焼などで発生する。最も多く排出されている温室効果ガス。
メタン（CH ₄ ）	一般廃棄物の焼却、自動車の走行などで発生する。
一酸化二窒素（N ₂ O）	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	冷凍・冷蔵機器や断熱材に使用されている。
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造工程等で使用されている。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	

4 計画期間

本計画の計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。計画内容については、5年後の2026（令和8）年度に見直す予定ですが、社会情勢等に鑑み、柔軟に対応していきます。

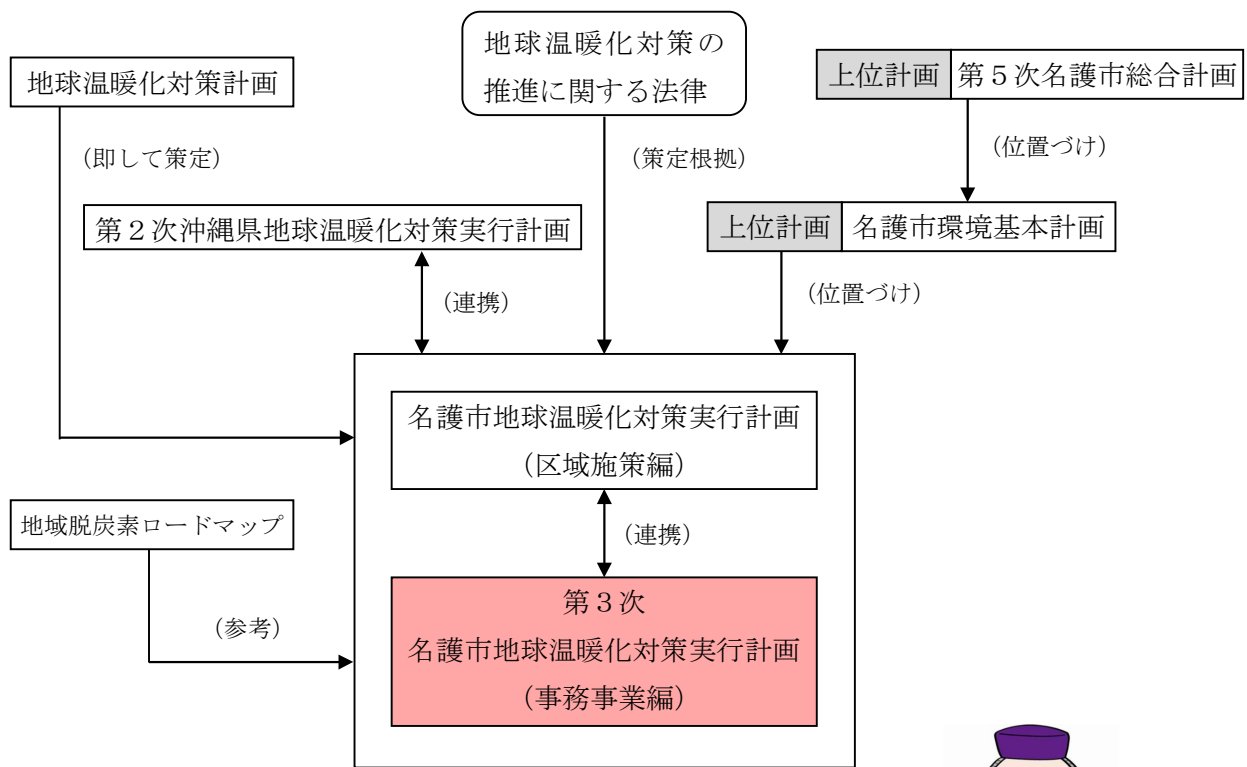
5 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」では、基準年度が2013（平成25）年度となっていますが、本計画の基準年度は、前計画に引き続き、対象施設の二酸化炭素（CO₂）排出量調査を市が初めて全庁的に実施した2015（平成27）年度とします。

6 上位計画及び関連計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき策定(改定)され、上位計画である「第5次名護市総合計画」の基本方針「暮らしやすいまちづくり【都市基盤・生活環境】」の基本計画政策5施策5「環境にやさしい循環型社会の構築」及び「名護市環境基本計画」に位置づけられた計画です。

図1 本計画の位置づけ



地球温暖化対策の推進に関する法律 (抜粋)

平成十年法律第百十七号

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、対象施設のエネルギー使用量にエネルギー別の排出係数を乗じて算定します。

表3 2021（令和3）年度の市全体のエネルギー別温室効果ガス排出量

エネルギー	電力	ガソリン	軽油	灯油	重油	LPG	合計
使用量	15,010,079 (kWh)	76.5 (kl)	83 (kl)	101 (kl)	267 (kl)	12 (t)	—
排出係数	0.000737	2.32	2.58	2.49	2.71	3.00	—
温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂)	11,062	177	214	250	724	35	12,463
全体に 占める割合 (%)	88.8	1.4	1.7	2	5.8	0.3	100

※排出係数については、環境省HP「算定方法・排出係数一覧」より抜粋し計上しています。

※電力の排出係数については、沖縄電力株式会社の基礎排出係数を計上しています。

※使用量及び温室効果ガス排出量は、小数点以下を四捨五入して計上しています。

※全体に占める割合は、小数点第二位以下を四捨五入して計上しています。

温室効果ガス吸収量の算定について

山林（主に広葉樹）における温室効果ガス吸収量を、おおまかな目安（林野庁HP参考）として、「1年間に1haあたり1t-CO₂」で考えると、7,144haの市有林で、年間7,144t-CO₂が吸収されていることになり、2021（令和3）年度の排出量は、5,319t-CO₂となります。しかし、山林による吸収量を正確に計測するには、樹種や本数等の調査に多額の費用と期間を要するため、本計画では吸収量の算定は行わないこととします。

2 基準年度及び前計画期間の温室効果ガス排出量

市が自ら実施する事務事業の温室効果ガス排出量は、基準年度である2015（平成27）年度において、13,124t-CO₂となっています。

前計画期間（5年間）の施設別温室効果ガス総排出量は、表4のとおりで、エネルギー別温室効果ガス排出量は、図2のとおりです。なお、前計画期間（5年間）の年度別温室効果ガス排出量は、表5のとおりです。

表4 前計画期間（5年間）の対象施設別温室効果ガス総排出量

No.	施設名	管理担当部局	温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)
1	本庁舎	総務課	3,296
2	都市公園施設等	維持課、企画財政課	2,292
3	市民会館	文化スポーツ振興課	2,425
4	羽地支所	羽地支所	387
5	久志支所	久志支所	209
6	屋部支所	屋部支所	95
7	屋我地支所	屋我地支所	158
8	緑風こども園	保育・幼稚園課	24
9	各幼稚園	教育委員会教育施設課	63
10	労働福祉センター	維持課、子育て支援課	109
11	苗圃場	観光課、農林水産課	8
12	区画整理事務所	都市計画課	49
13	環境センター	環境対策課	8,669
14	衛生センター	環境対策課	753
15	葬斎場	環境対策課	675
16	最終処分場	環境対策課	1,160
17	下水処理場	施設課	10,434
18	浄水場	施設課	5,181
19	上水道関連施設	施設課	12,576
20	図書館	中央図書館	1,110
21	博物館	博物館	339
22	各小学校	教育委員会教育施設課	7,210
23	各中学校	教育委員会教育施設課	5,993
24	各給食センター	教育委員会総務課	1,615
25	文化財羽地資料整理室	文化課	85
26	市史編さん係事務所	文化課	42
27	消防本部	消防本部総務課	839
28	選挙管理委員会事務所	選挙管理委員会事務局	77
合計			65,871

※緑風こども園、苗圃場は、2022（令和3）年度のみの値です。

※温室効果ガス総排出量は、小数点以下を四捨五入して計上しています。

図2 前計画期間（5年間）のエネルギー別温室効果ガス排出量

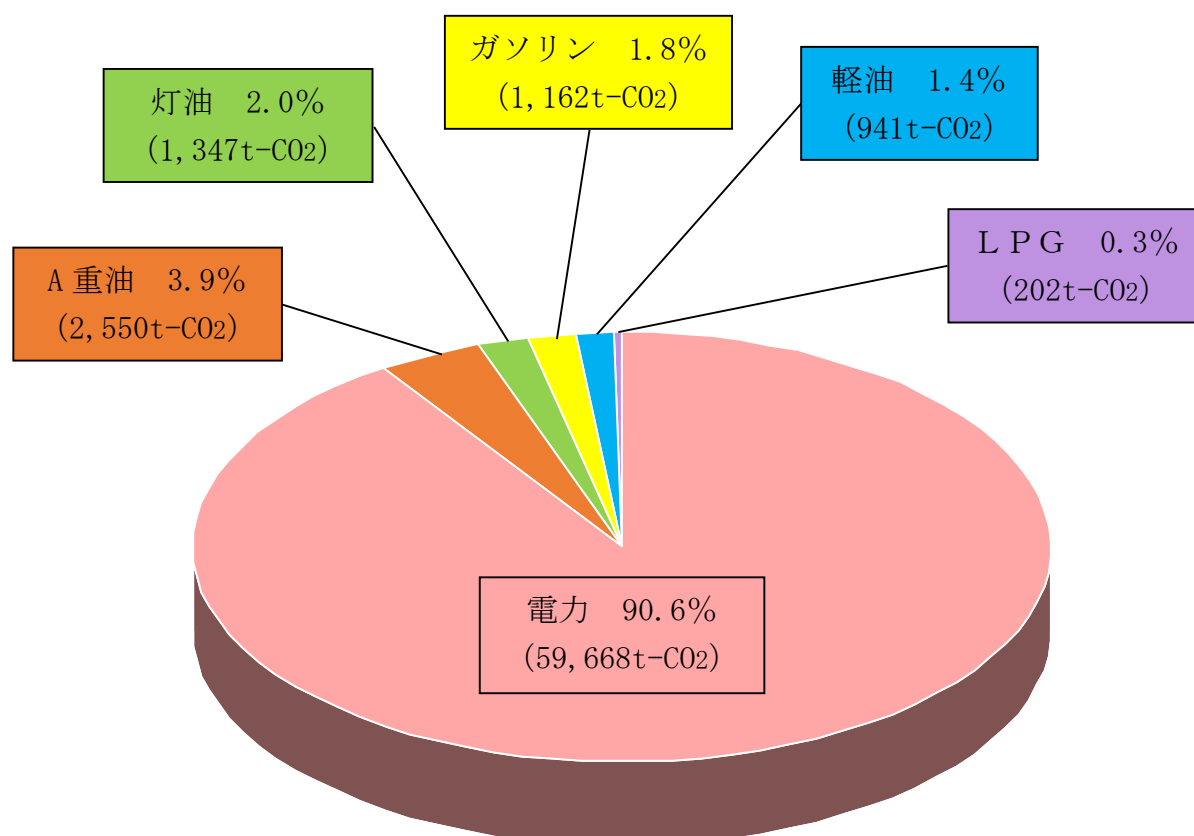


表5 前計画期間（5年間）の年度別温室効果ガス排出量

年度	基準	第2次計画期間				
	2015 (平成27)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂)	13,124	13,464	13,256	13,074	13,614	12,463
基準年度比 (%)	100	103	101	100	104	95

※温室効果ガス排出量及び基準年度比は、小数点以下を四捨五入して計上しています。

3 前計画期間の温室効果ガス排出量の検証

前計画の基準年度である2015（平成27）年度の温室効果ガス排出量は、13,124 t-CO₂で、前計画の目標年度である2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、12,463 t-CO₂でした。

よって、前計画の目標年度である2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量を、基準年度である2015（平成27）年度と比較し、5%削減するという前計画の削減目標は、達成できました。

しかし、前計画期間の温室効果ガス排出量について、基準年度である2015（平成27）年度を下回ったのは、2019（平成31）年度と目標年度である2021（令和3）年度だけで、2017（平成29）年度は3%、2018（平成30）年度は1%、2020（令和2）年度は4%の増加が見られました。

温室効果ガス排出量の削減については、継続性をもって計画的に実行する必要があるため、目標年度の温室効果ガス排出量だけを削減すれば良いと誤認されないようにしなければなりません。

また、前計画策定時よりも国の削減目標が引き上げられているため、本計画では、計画期間中における年度ごとの温室効果ガス排出量の削減を強く意識し、その進捗状況についても細かくチェックし、削減目標の実現に向けた具体的な取組を展開する必要があります。

削減目標達成！！ でも・・・



第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

本計画では、前計画期間の温室効果ガス排出量の検証を踏まえて、温室効果ガス排出量を毎年意識するよう、削減目標を年度ごとに細分化します。

2 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、2030（令和12）年度までに2015（平成27）年度比で、51%削減することとします。

また、本計画に数値の反映はしませんが、現実的な対応として、効果的な吸収源対策にも取り組めます。

表6 温室効果ガス排出量の削減目標

年度		削減目標		
		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)	削減率 (%)
基準	2015（平成27）	13,124	100	0
第3次計画期間	2022（令和4）	12,468	95	-5
	2023（令和5）	11,812	90	-10
	2024（令和6）	11,155	85	-15
	2025（令和7）	10,499	80	-20
	2026（令和8）	9,843	75	-25
	2027（令和9）	9,056	69	-31
	2028（令和10）	8,268	63	-37
	2029（令和11）	7,349	56	-44
	2030（令和12）	6,431	49	-51

※排出量及び基準年度比は、小数点以下を四捨五入して計上しています。

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」(国・地方脱炭素実現会議策定)を参考に市の取組の基本方針を定めます。

地域脱炭素ロードマップ (抜粋)

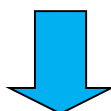
国・地方脱炭素実現会議

■ 地域脱炭素を実現するための取組

脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ (再エネ電気×EV/PHEV/FCV)
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

※ZEB (次頁参照)、EV (電気自動車)、PHEV (プラグインハイブリッド自動車)、FCV (燃料電池自動車)



市の取組の基本方針

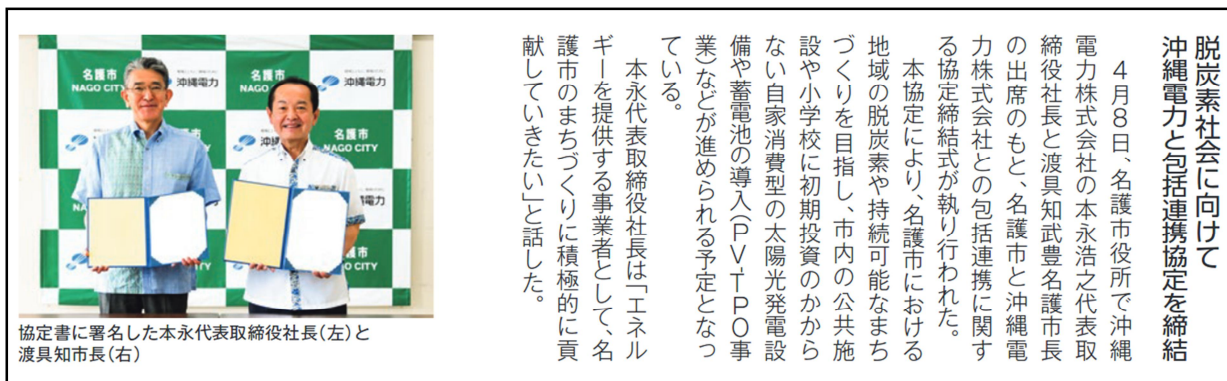
- (1) 対象施設への太陽光発電設備の導入【地域脱炭素ロードマップ①】
- (2) 未利用市有地への再エネ発電設備導入の促進【地域脱炭素ロードマップ②】
- (3) 対象施設の省エネ化・ZEB化【地域脱炭素ロードマップ③】
- (4) 市営住宅の省エネ化【地域脱炭素ロードマップ④】
- (5) 公用車等の電動化及び対象施設への充電設備整備【地域脱炭素ロードマップ⑤】
- (6) 焼却ごみの削減及び新たな価値の創出【地域脱炭素ロードマップ⑥】
- (7) 脱炭素に寄与する市街地空間の形成【地域脱炭素ロードマップ⑦】
- (8) 市有林の更新【地域脱炭素ロードマップ⑧】

2 取組の目標（定性的）

（1）対象施設への太陽光発電設備の導入【地域脱炭素ロードマップ①】

既存及び新たに整備する対象施設に、太陽光発電設備を導入し、使用する電力の再生可能エネルギー利用率を向上させることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

また、対象施設の駐車場を活用した太陽光発電付きカーポート（ソーラーカーポート）の導入についても検討します。



「市民のひろば（2022年5月号）」より

（2）未利用市有地への再エネ発電設備導入の促進【地域脱炭素ロードマップ②】

未利用市有地に、企業による太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入を促し、発電した電力を市が優先的に使用することで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

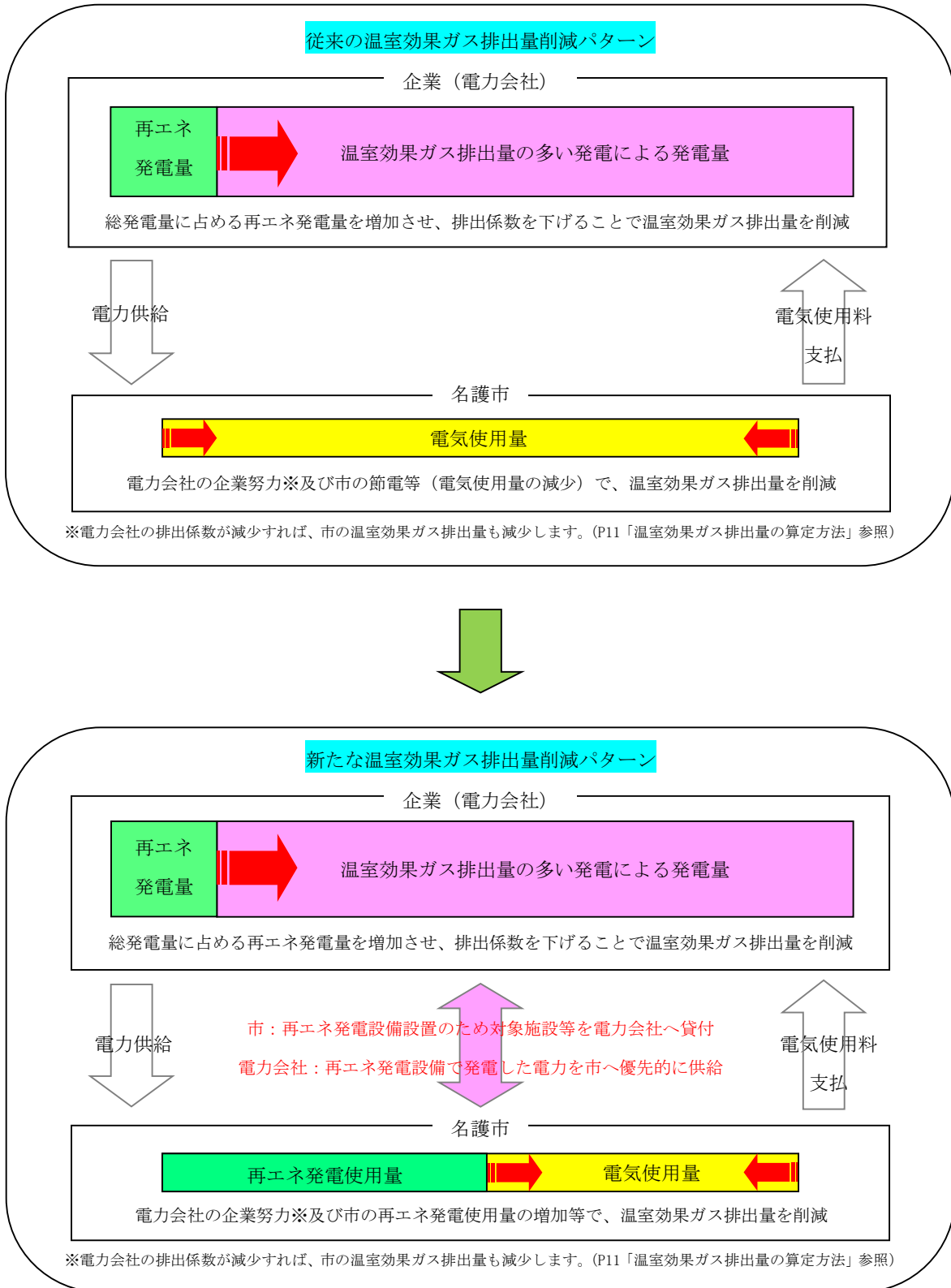


太陽光発電設備イメージ



風力発電設備イメージ

図3 取組の内容（１）（２）による温室効果ガス排出量削減のイメージ

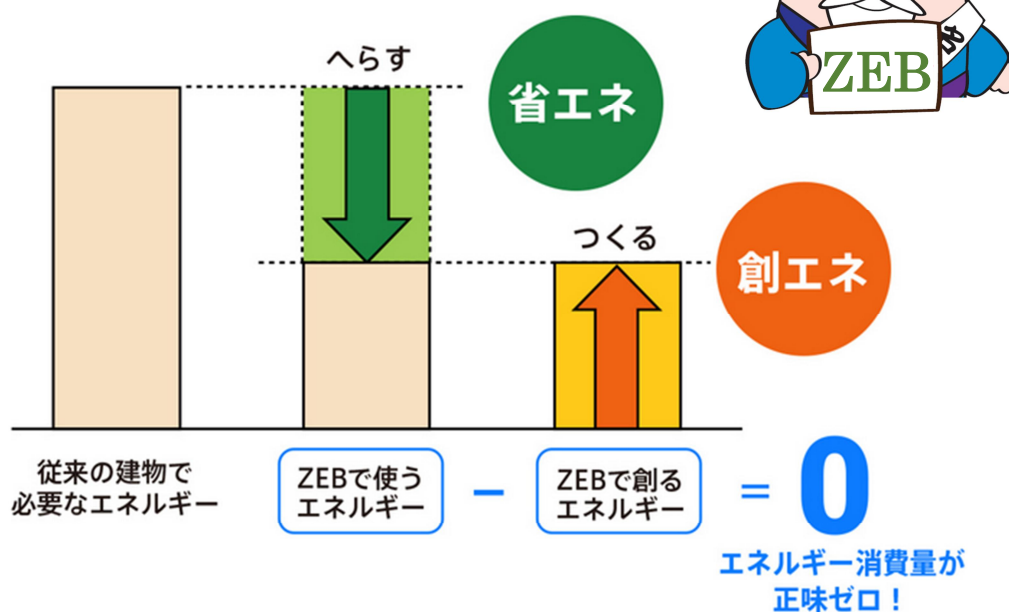


(3) 対象施設の省エネ化・ZEB化【地域脱炭素ロードマップ③】

エネルギー消費効率が最も優れているトップランナー対象機器（LED照明器具、複写機、複合機、プリンター等）を含む省エネ機器を積極的に活用することで、対象施設の省エネに努めるとともに、市民会館や本庁舎など新たに整備又は改修する対象施設における省エネ化・ZEB化を進めることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

ZEBとは？

ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）で、ゼロにすることができます。



新設する廃棄物処理施設の温暖化対策

市では、令和6年度の供用開始に向け、新設廃棄物処理施設の整備に取り組んでいます。新設廃棄物処理施設では、太陽光発電設備の導入により、再生可能エネルギー利用率を向上させるとともに、LED照明等により電力消費を抑え、温室効果ガスの削減に努めます。



新設廃棄物処理施設の完成予想図

新設する博物館の温暖化対策

市では、令和5年度の供用開始に向け、新設博物館の整備に取り組んでいます。新設博物館では、太陽光発電設備の導入により、再生可能エネルギー利用率を向上させるとともに、LED照明等により電力消費を抑え、温室効果ガスの削減に努めます。



新設博物館の完成予想図

(4) 市営住宅の省エネ化【地域脱炭素ロードマップ④】

新たに整備する市営住宅の断熱性等の省エネ性能や気密性を向上させることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

(5) 公用車等の電動化及び対象施設への充電設備整備【地域脱炭素ロードマップ⑤】

公用車を更新及びコミュニティバスを本格運用する際に率先してEV等を導入し、電動化を進めるとともに、対象施設への充電設備の整備も進めることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

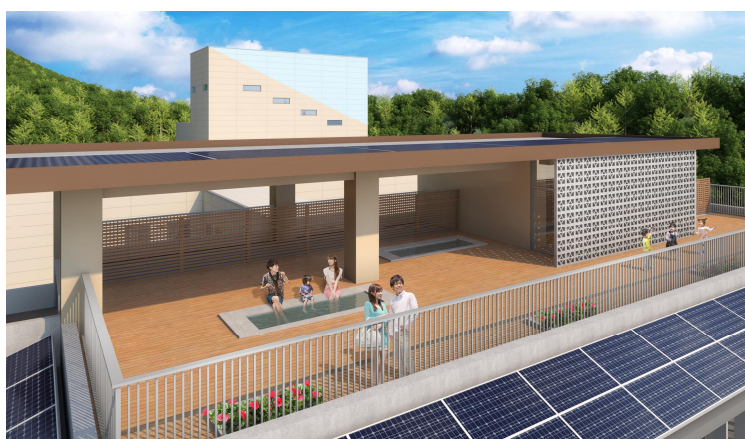


本庁舎の充電設備とEV公用車

(6) 焼却ごみの削減及び新たな価値の創出【地域脱炭素ロードマップ⑥】

庁内掲示板等を活用し、不用になった事務機器等の再利用(Reuse)に努め、個人情報を含まない廃棄書類等をリサイクル業者へ売却又は譲渡することで再生利用(Recycle)を促進し、個人情報を含む廃棄書類については、ペーパーレス化で焼却ごみの発生抑制(Reduce)に努めることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

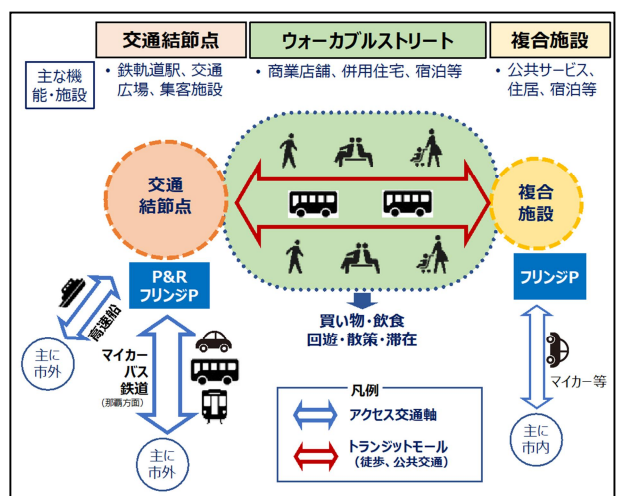
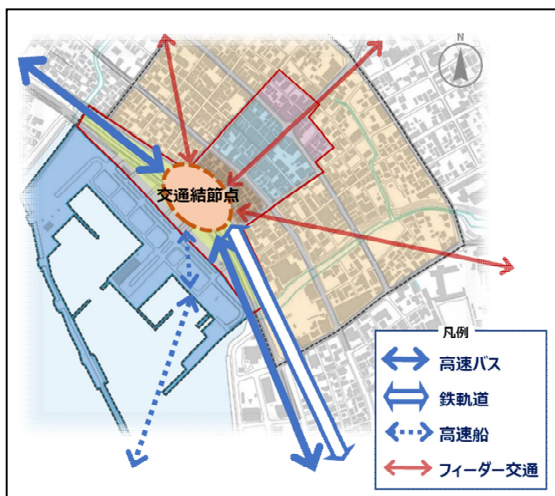
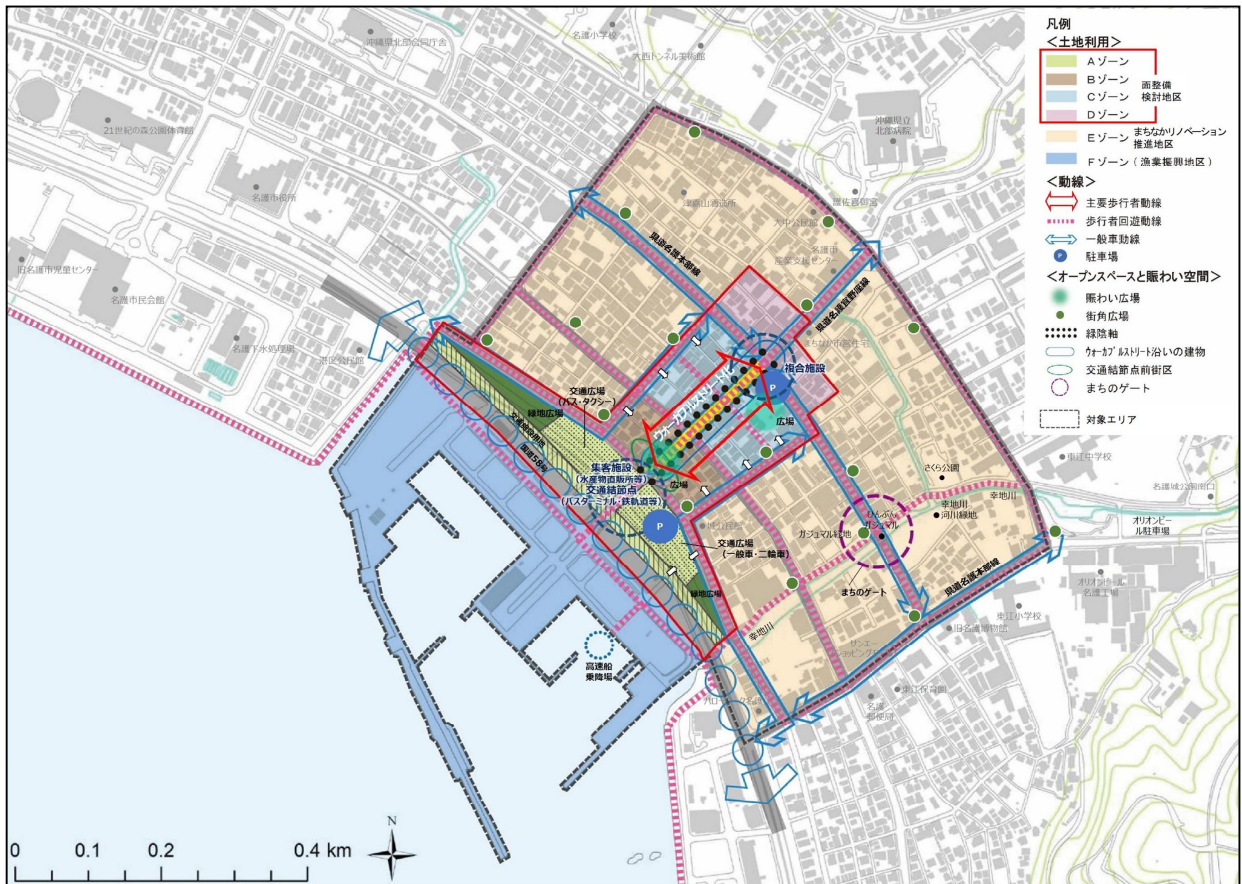
また、下水処理場及び新設廃棄物処理施設の処理工程で発生するガスや余熱を活用することで、新たな価値を創出します。



新設廃棄物処理施設の余熱活用イメージ

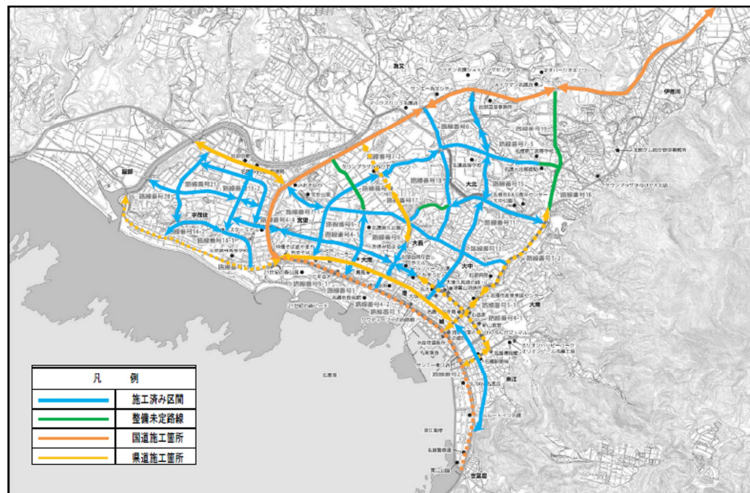
(7) 脱炭素に寄与する市街地空間の形成【地域脱炭素ロードマップ⑦】

名護漁港周辺に多様なモビリティの乗り換えができる交通結節点として、名護市総合交通ターミナルを整備し、県道名護宜野座線沿いにウォークブルなストリートを創出することで、脱炭素に寄与する市街地空間の形成を図り、温室効果ガスの排出削減に努めます。



名護漁港周辺の全体整備イメージ

また、移動手段を自動車から自転車へ転換することを支援する自転車指導レーンの整備・管理に努め、脱炭素に寄与する市街地空間の形成を図り、温室効果ガスの排出削減に努めます。



名護市自転車ネットワーク

(8) 市有林の更新【地域脱炭素ロードマップ⑧】

温室効果ガスの大部分を占めるCO₂の吸収源である森林（市有地）について、よりCO₂の吸収効果が高くなるよう、古木の伐採及び若木の植林による森林の更新に努めることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。



森林更新の様子

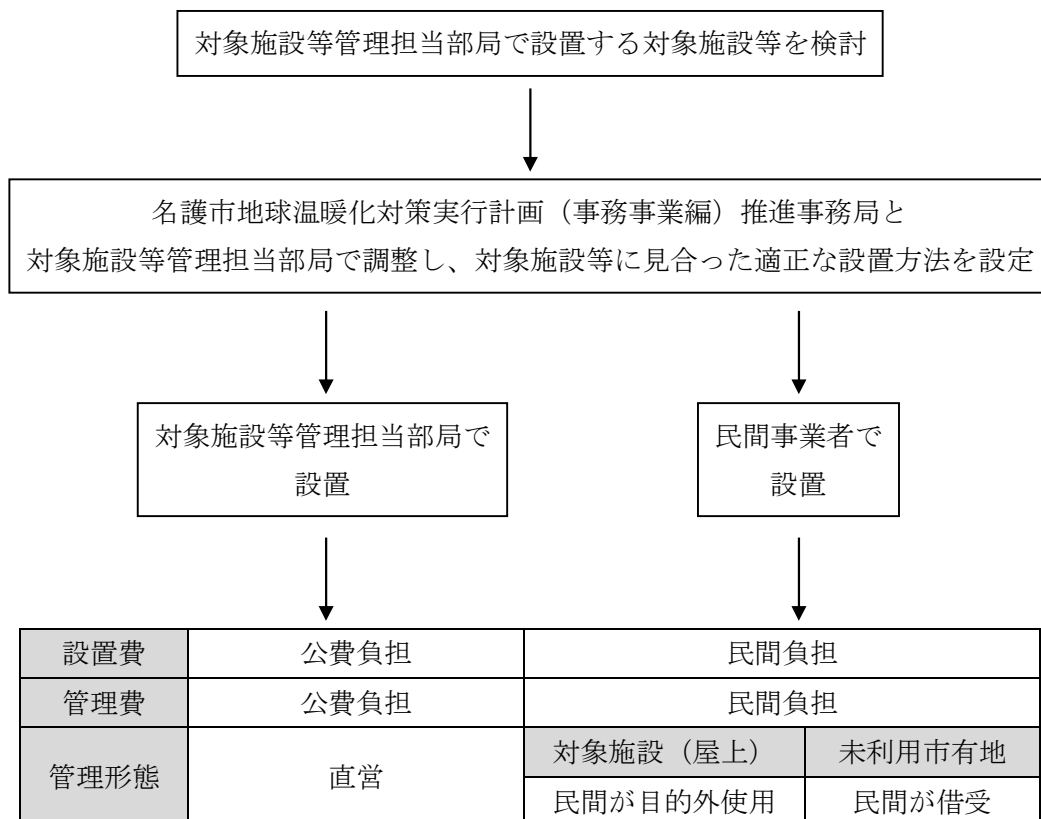
3 取組の目標（定量的）

(1) 対象施設及び未利用市有地では、2030年度までに設置可能な建築物等の50%に太陽光発電設備を導入し、2040年度までに100%導入することを目指します。

年度	目標	
	2030（本計画）	2040（次期計画）
太陽光発電設備導入率	50%	100%

※目標値は、「地域脱炭素ロードマップ」を参考に設定しています。

図4 太陽光発電設備設置フロー



(2) 対象施設では、省エネを徹底し、創エネ（再エネ）設備や蓄エネ設備を導入することで、2030年度までに10%、2040年度までに20%、ZEB化（Nearly ZEB以上）することを目指します。

年度	目標	
	2030（本計画）	2040（次期計画）
ZEB化	10%	20%

※目標値は、「地域脱炭素ロードマップ」「名護市公共施設等総合管理個別計画」を参考に設定しています。

図5 ZEB化フロー

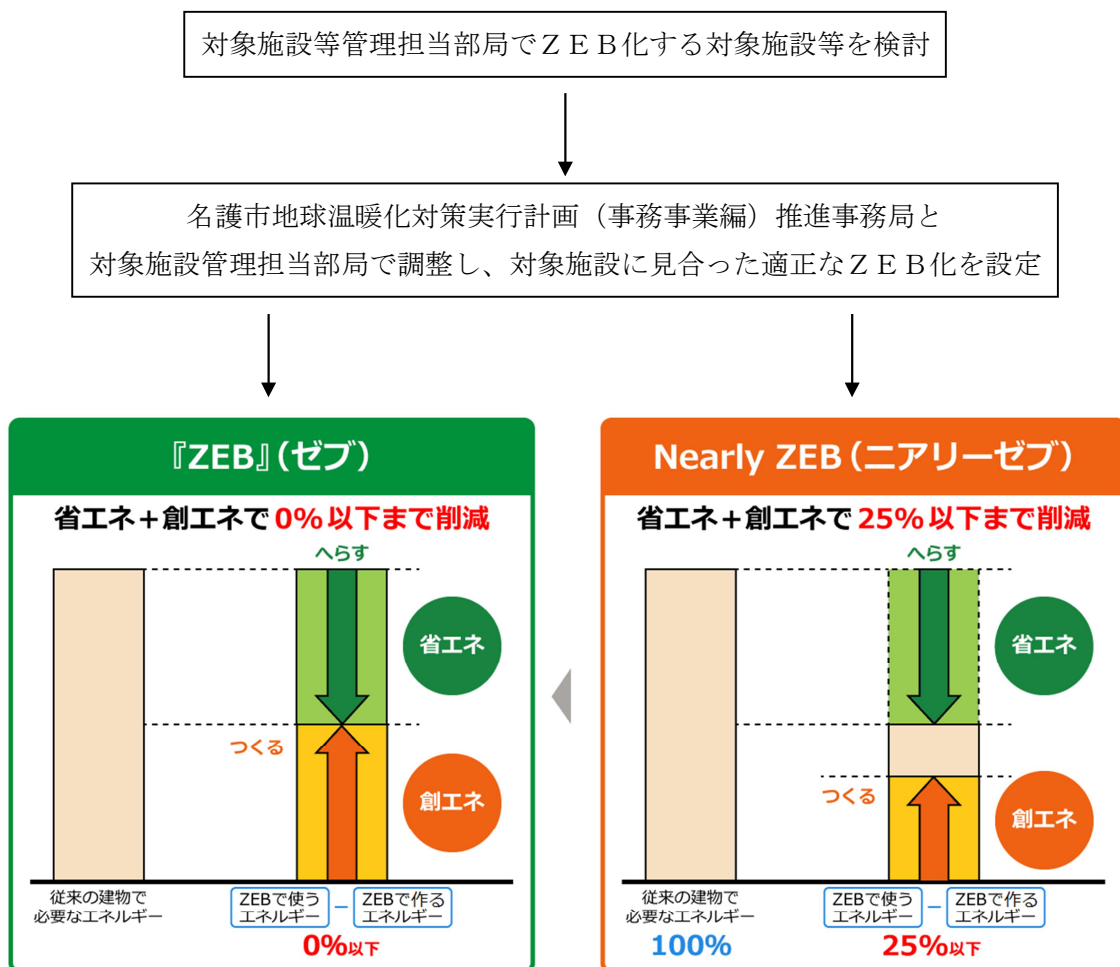


表7 対象施設を創エネ（太陽光発電）のみでZEB化する際の目安

No.	施設名	令和3年度 電気使用量	太陽光発電設備設置面積	
			N e a r l y Z E B	Z E B
1	本庁舎	750,273 k W h	5,627 m ²	7,503 m ²
2	都市公園施設等	481,604 k W h	3,612 m ²	4,816 m ²
3	市民会館	585,610 k W h	4,392 m ²	5,856 m ²
4	羽地支所	62,068 k W h	466 m ²	621 m ²
5	久志支所	33,791 k W h	253 m ²	338 m ²
6	屋部支所	20,382 k W h	153 m ²	204 m ²
7	屋我地支所	36,672 k W h	275 m ²	367 m ²
8	緑風こども園	29,500 k W h	221 m ²	295 m ²
9	各幼稚園	10,392 k W h	78 m ²	104 m ²
10	労働福祉センター	27,965 k W h	210 m ²	280 m ²
11	苗圃場	8,550 k W h	64 m ²	86 m ²
12	区画整理事務所	6,592 k W h	49 m ²	66 m ²
13	環境センター	1,523,655 k W h	11,427 m ²	15,237 m ²
14	衛生センター	191,938 k W h	1,440 m ²	1,919 m ²
15	葬斎場	37,892 k W h	284 m ²	379 m ²
16	最終処分場	198,920 k W h	1,492 m ²	1,989 m ²
17	下水処理場	2,362,449 k W h	17,718 m ²	23,624 m ²
18	浄水場	1,257,867 k W h	9,434 m ²	12,579 m ²
19	上水道関連施設	3,123,321 k W h	23,425 m ²	31,233 m ²
20	図書館	239,371 k W h	1,795 m ²	2,394 m ²
21	博物館	70,940 k W h	532 m ²	709 m ²
22	各小学校	1,995,046 k W h	14,663 m ²	19,950 m ²
23	各中学校	1,588,195 k W h	11,911 m ²	15,882 m ²
24	各給食センター	146,763 k W h	1,101 m ²	1,468 m ²
25	文化財羽地資料整理室	11,670 k W h	88 m ²	117 m ²
26	市史編さん係事務所	10,171 k W h	76 m ²	102 m ²
27	消防本部	164,250 k W h	1,232 m ²	1,643 m ²
28	選挙管理委員会事務所	34,232 k W h	257 m ²	342 m ²

※太陽光発電設備の設置面積は、1 k Wあたり 10 m²で計上しています。

※太陽光発電設備の年間発電量は、1 k Wあたり 1,000 k W h で計上しています。

(3) 2030年度までに公用車（特殊車両を除く）の20%にEV車等（EV/PHEV/FCV/HEV）を導入し、2040年度までに100%導入することを目指します。

年度	目標	
	2030（本計画）	2040（次期計画）
EV車等導入率	20%	100%

※目標値は、1台以上/年、EV車等を導入すれば達成できるように設定しています。

図6 EV車等導入フロー

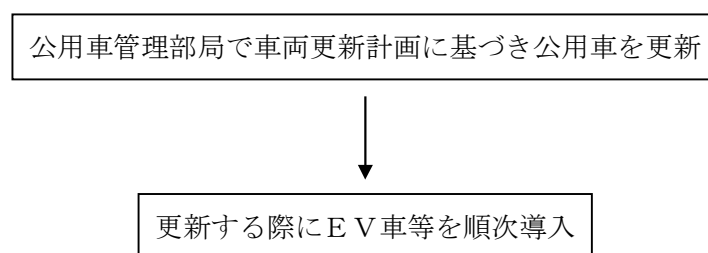


表8 車両比較表

種別	価格	年間走行コスト	最大容量	電気料金	ガソリン料金	最大航続距離	年間温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
ガソリン車	86万円～	62,400円	28L	—	156円	700km	0.928
EV車①	240万円～	19,055円	20kWh	17.15円	—	180km	0.818
EV車②	240万円～	0円	20kWh	—	—	180km	0

※上記の表は、令和4年8月時点の値で、電気料金は、電力会社の業務用電力の夏季料金（17.15円/kWh）で、ガソリン料金は、156円/Lで計算しています。

※年間走行コストは、年間走行距離10,000kmで試算しています。

※EV車①は、電気を電力会社から購入した場合で、EV車②は、自前の太陽光発電設備等で充電した場合で計算しています。

4 職員ひとり一人の行動指針

全体の温室効果ガスの排出削減だけでなく、職員ひとり一人が行動指針を遵守することで、個々の温室効果ガスの排出削減に努めます。

温室効果ガス排出削減のための職員行動指針

- (1) 徒歩又は自転車を活用します。
- (2) エコドライブに努めます。
- (3) ペーパーレス化に努めます。
- (4) 省エネ・節電に努めます。
- (5) 環境配慮製品を使います。
- (6) 業務効率の最適化を図ります。
- (7) 時間外勤務を減らします。



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

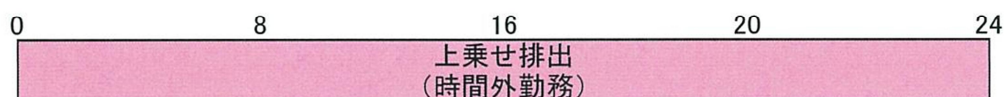
<p>エネルギーを 節約・転換しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 ケールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない 交通手段を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材で つくった飲食を取り入れた 健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に 積極的に参加しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・ サービス等を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、 リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用を なるべく減らす。マイバッグ、 マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理 	<p>サステナブルな ファッションを！</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

あなたの働き方は、地球にやさしい？

■ 勤務日の温室効果ガス排出

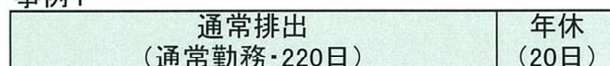


■ 勤務日以外の温室効果ガス排出



■ 年間の温室効果ガス排出 (240日勤務の場合)

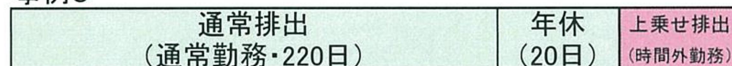
事例1



事例2



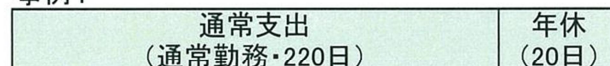
事例3



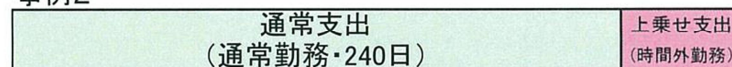
それって、おサイフ的にもどうなの？

■ 年間の人件費支出 (240日勤務の場合)

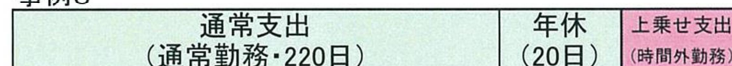
事例1

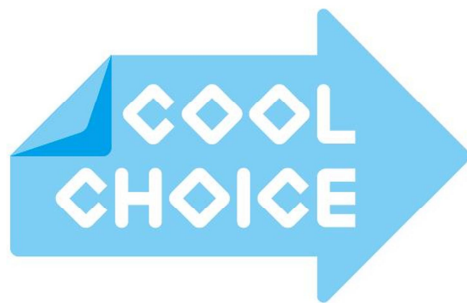


事例2



事例3





未来の
ために、
いま選ぼう。



環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター
君野ミライ



ECO DRIVE

できる? ドライブマナー 急な加速は、恋心にブレーキ。

こわいよー
これからまた彼の運転で
デートなんだから
スタートからびゅんって
感じでさー

ドキドキは
「吊り橋効果」
なんて言うけど
こんなドキドキ
絶対したくないよー
どうしよう

ECO DRIVE

■ ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながるうえに、CO₂と不満が少なくなることが期待されます。

できる? ドライブマナー ブレーキ1つで、信頼に急ブレーキ!

普段は
いい人っぽい
んだけど
運転見ると
本性わかるよねー

先輩の運転が
マジでヤツで、
超急ブレーキ
踏まれて
ホント嫌だった

ECO DRIVE

■ 減速時は早めにアクセルを離そう。

急ブレーキをかけないためにも、信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。CO₂と不満は、少ないに限りです。



第6章 進捗管理・改定体制と進捗状況の公表

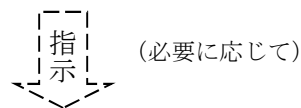
1 推進・点検・評価・見直し体制

名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱（以降、「要綱」という。）に基づき、名護市地球温暖化対策実行計画推進会議庁内部会（以降、「庁内部会」という。）において、全庁的な推進を図ります。

具体的には、庁内部会事務局（以降、「事務局」という。）が対象施設別温室効果ガス排出量（表9）と対象施設別温室効果ガス排出削減カルテ（図8）を用いて、各課等と調整した結果を、毎年、庁内部会に報告します。報告を受けた庁内部会は、各課等の取組を点検・評価し、必要に応じて、取組の見直しを各課等に指示します。

図7 推進・点検・評価・見直し体制

名護市地球温暖化対策実行計画推進会議庁内部会		
区分	役職	役割
座長	環境水道部長	○本計画に定められた取組を推進・点検・評価し、必要に応じて、その見直しを各課等へ指示する。
副座長	環境対策課長	
部会員	要綱第12条に定めるもの	
事務局	環境対策課職員	○本計画に定められた取組の進捗状況を把握するため調査を行う。 ○本計画に定められた取組の推進を図るため各課等と調整を行う。 ○本計画に定められた取組の進捗状況を庁内部会に報告する。 ○本計画に定められた取組の進捗状況を公表する。



各課等	
区分	役割
対象施設等管理担当部局	○事務局が実施する調査に協力する。 ○対象施設における温室効果ガス排出量の削減を図るため対策を講じる。
上記以外の部局	○温室効果ガス排出削減のための職員行動指針に基づく行動を徹底する。

表9 対象施設別温室効果ガス排出量【2021（令和3）年度】

No.	施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	前年度比 (%)	基準年度比 (%)	点検
1	本庁舎	619	93	89	○
2	都市公園（国際交流会館含む）	380	61	91	○
3	市民会館	432	93	83	○
4	羽地支所	48	94	75	○
5	久志支所	31	172	97	▲
6	屋部支所	16	114	80	▲
7	屋我地支所	43	154	330	×
8	緑風こども園	24	—	—	—
9	各幼稚園	8	100	47	○
10	労働福祉センター	21	190	91	▲
11	苗圃場	8	—	—	—
12	区画整理事務所	6	86	46	○
13	環境センター	1,858	104	110	×
14	衛生センター	146	90	88	○
15	葬斎場	141	99	123	▲
16	最終処分場	260	169	464	×
17	下水処理場	1,790	83	94	○
18	浄水場	946	88	65	○
19	上水道関連施設	2,307	91	116	▲
20	図書館	178	79	70	○
21	博物館	54	86	73	○
22	各小学校	1,471	90	116	▲
23	各中学校	1,171	94	95	○
24	各給食センター	286	87	88	○
25	文化財羽地資料整理室	17	113	113	×
26	市史編さん係事務所	9	113	90	▲
27	消防本部	170	90	108	▲
28	選挙管理委員会事務所	25	313	250	×
合計		12,463	91	95	○

※排出量及び基準年度比は、小数点以下を四捨五入して計上しています。

※点検は、前年度比及び基準年度比ともに減少で○、どちらか減少で▲、どちらも増加で×です。

図8 対象施設別温室効果ガス排出削減カルテ

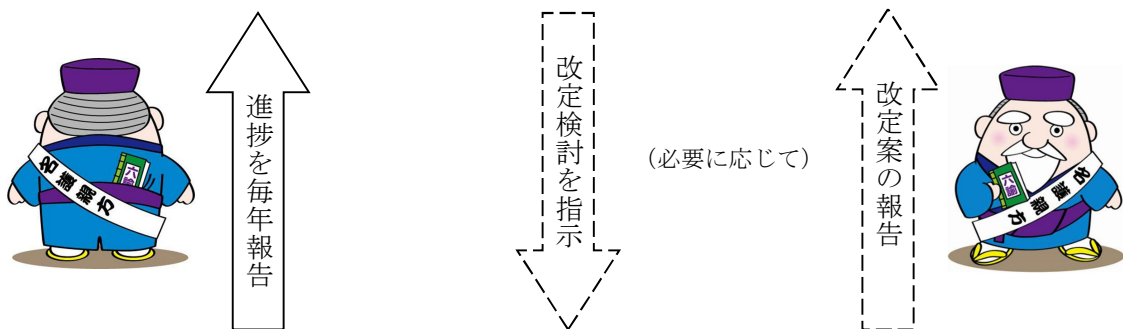
施設名										
年間エネルギー使用量	電気			A重油	ガソリン	軽油	灯油	LPG		
	再エネ	通常	計							
	0kWh	0kWh	0kWh	0L	0L	0L	0L	0kg		
年間CO2排出量 (t-CO2)	電気	A重油	ガソリン	軽油	灯油	LPG	合計			
	0	0	0	0	0	0	0			
太陽光発電	設置	設置規模	年間発電量	充電設備		設置	種類	設置数		
		0kW	0kWh					0基		
管理公用車台数	ガソリン車	①EV車	②PHEV車	③FCV車	その他	合計	①②③合計の前年度比			
	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台			
基準年度	年間CO2排出量目標値 (t-CO2)									
2015	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最終目標年度	年間CO2排出量実績値 (t-CO2)									
2050	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
職員行動指針の達成状況			脱炭素に寄与する取組						ZEB目標	
ペーパーレス化に努めます。										
省エネ・節電に努めます。										
環境配慮製品を使います。										
業務効率の最適化を図ります。										
時間外勤務を減らします。										
施設管理担当部局所見										
名護市地球温暖化対策推進事務局見解										
施設管理担当部局見解										
名護市地球温暖化対策推進事務局					施設管理担当部局					
	部長	課長	係長	担当	部長	課長	係長	担当		

2 改定体制

本計画の改定については、名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱に基づき、庁内部会において案を検討し、名護市地球温暖化対策実行計画推進会議（以降、「推進会議」という。）で決定します。

図9 改定体制

名護市地球温暖化対策実行計画推進会議		
区分	役職	役割
会長	副市長	○必要に応じて、本計画の改定案の策定を庁内部会に指示する。 ○庁内部会から改定案の報告を受け、内容を検討し、決定する。
副会長	環境水道部長	
部会員	要綱第3条に定めるもの	



名護市地球温暖化対策実行計画推進会議庁内部会		
区分	役職	役割
座長	環境水道部長	○毎年、推進会議へ本計画の進捗報告を行う。 ○本計画の計画期間終了に伴い、本計画の改定案の策定を行う。 ○推進会議の指示を受け、本計画の改定案の策定を行う。 ○策定した本計画の改定案を推進会議に報告する。
副座長	環境対策課長	
部会員	要綱第12条に定めるもの	
事務局	環境対策課職員	

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、毎年、市HPにおいて公表します。

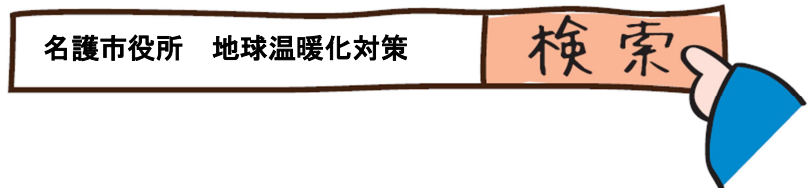


図 10 進捗状況公表のイメージ

第3次名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況について

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、市が自ら実施している事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、令和4年度に「第3次名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定（改定）しました。

今後は、本計画の最終目標年度である2030年度まで、その進捗状況を公表し、計画の更なる推進に努めます。

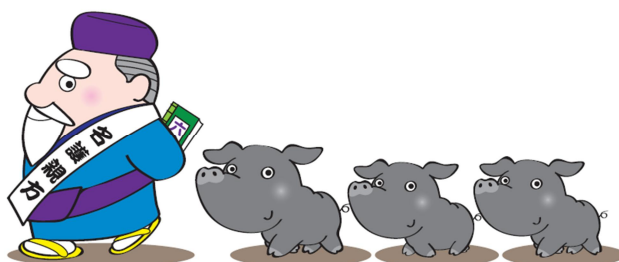
本計画の進捗状況（点検・評価の結果）

- 2022（令和4）年度の点検・評価結果の総括
2022（令和4）年度の点検・評価結果については、概ね良好でした。
- 「温室効果ガス総排出量」

目標	年度	実績値			目標値	
		基準年度	前年度	最新実績	年次目標	最終目標
		2015	2021	2022	2022	2030
温室効果ガス 総排出量 (t-CO2)		13,124	12,463	●●●	12,468	6,431
- 「具体的な取組内容」の進捗状況
2022（令和4）年度は、●●●に太陽光発電システムを設置し、●台のEV車を公用車として導入しました。

資料編

- ① 名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ② 沖縄県気候非常事態宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ③ 沖縄電力株式会社との包括連携協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- ④ 前計画期間の施設別温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ⑤ 本計画の策定（改正）に関する会議等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ⑥ 地球温暖化対策計画（概要版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- ⑦ 地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- ⑧ 名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく地球温暖化対策推進責任者
及び地球温暖化対策推進員設置要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- ⑨ 名護市グリーン購入調達方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ⑩ 名護市グリーン購入調達目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59



①名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

○名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

令和3年4月1日

告示第96号

改正 平成23年4月1日告示第80—5号

令和3年4月1日告示第96号

(設置)

第1条 この要綱は、本市の事務及び事業並びに本市の区域における地球温暖化対策を図ることを目的として、名護市地球温暖化対策実行計画を策定し、実行するため、名護市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 前項の地球温暖化対策実行計画推進会議を補佐し、推進会議に付すべき事案について協議及び調整するため、推進会議に策定委員会、策定部会及び庁内部会を置く。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 名護市地球温暖化対策実行計画の策定及び検討に関すること。
- (2) 実行計画の進行管理に関すること。
- (3) 実行計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、名護市部長会議規程（平成5年訓令第15号）第3条の規定により構成する者から市長を除くものをもって組織する。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は環境水道部長をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進会議は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。

(策定委員会の所掌事務)

第5条 策定委員会の委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関すること。
- (2) その他策定について、必要な事項に関すること。

①名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

(策定委員会の組織)

第6条 策定委員会は、8人以内で組織する。

2 策定委員会の委員は、優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 策定委員会の委員の任期は、前条の名護市地域温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が終了したときをもって終了するものとする。

(策定委員会の会議)

第7条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 策定委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。

4 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会の所掌事務)

第8条 策定部会は、第5条に掲げる策定委員会の所掌事務について、策定委員会から出された意見の内容について審議を行うことを所掌事務とする。

(策定部会の組織)

第9条 策定部会は、部会員15人以内で組織し、別表第1のとおり構成する。

(策定部会の会議)

第10条 第7条第2項から第5項までの規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「策定委員会」とあるのは「策定部会」と読み替えるものとする。

(庁内部会の所掌事務)

第11条 庁内部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定に関すること。
- (2) 計画の推進、点検、評価、公表及び見直し等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要があると認める事項に関すること。

(庁内部会の組織)

第12条 庁内部会は、部会員17人以内で組織し、別表第2のとおり構成する。

①名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

(庁内部会の会議)

第13条 第7条第2項から第5項までの規定は、庁内部会の会議について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「座長」と、「副委員長」とあるのは「副座長」と「策定委員会」とあるのは「庁内部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第14条 地球温暖化対策実行計画推進計画に係る庶務は、環境水道部が行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境水道部長が別で定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第80—5号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第96号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

①名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

別表第1（第9条関係）

区分	役職	備考
部会長	環境水道部長	
副部会長	環境対策課長	
部会員	総務部総務課長	
	企画政策課長	
	地域力推進課長	
	園芸畜産課長	
	農林水産課長	
	商工・企業誘致課長	
	観光課長	
	都市計画課長	
	建設土木課長	
	建築住宅課長	
	工務課長	
	施設課長	
	学校教育課長	

①名護市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

別表第2（第12条関係）

区分	役職	備考
座長	環境水道部長	
副座長	環境対策課長	
部会員	総務部総務課長	
	企画政策課長	
	商工・企業誘致課長	
	市民課長	
	社会福祉課長	
	子育て支援課長	
	農業政策課長	
	都市計画課長	
	経営課長	
	会計課長	
	教育委員会総務課長	
	消防本部総務課長	
	議会事務局次長	
	選挙管理委員会事務局長	
	監査委員会事務局長	

②沖縄県気候非常事態宣言

沖縄県気候非常事態宣言

沖縄県は温暖な亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息し、豊かな生態系を育むサンゴ礁が広がる海に囲まれた、大小 160 もの島々からなる島しょ県です。このかけがえのない豊かな自然環境は、世界に誇れる宝であり、県民共有の財産として、劣化させることなく、次世代に引き継ぐことが私たちの責務です。

しかしながら、近年、様々な人間活動から排出される温室効果ガスの増加等に伴う気候変動によって、記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなど、世界各地で異常気象や自然災害が発生しています。日本においても甚大な台風・豪雨被害や記録を更新する高温が観測されるなど、国民生活を脅かし、生活環境や自然環境への様々な影響が顕在化し始めており、このような状況は「気候危機」とも言われています。

沖縄県においても、すでに年平均気温が 100 年あたり 1.19℃の割合で上昇しており、今世紀末には、台風の強大化、豪雨、高潮等による災害のほか、猛暑日、真夏日の日数が大幅に増加することが予想されています。今後、これらの変化に伴う熱中症リスクの増加や農作物への被害といった県民の生命・財産への影響や、サンゴ礁の白化現象などの自然生態系への影響が本県の主要産業である観光業にも大きな損害を与えることが懸念されています。

世界では、このような危機的状況を回避するため、2015 年にパリ協定を採択し、「世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃までに抑える努力をする」という目標を掲げています。さらに、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) では「2℃よりも 1.5℃に抑制することには、明らかな便益がある。」とし、各国にこれまで以上の温室効果ガスの削減に向けた取組を促しています。

このような背景を踏まえ、沖縄県はここに気候非常事態を宣言するとともに、温室効果ガスの削減に取り組む「緩和策」と気候変動に備える「適応策」を両輪として、気候変動による影響の防止・軽減に努め、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、「ゆいまーるの精神」で一層取り組むことを決意します。

- 1 県、市町村、県民及び事業者が気候変動による影響を適切に理解し、連携して別添の取組を実践するとともに、気候変動に対処した環境・経済・社会の持続可能な発展に向けて取り組みます。
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーの推進、革新的技術の導入に取り組み、2050 年度に向けて温室効果ガス排出量を実質ゼロにします。
- 3 豊かな自然環境に恵まれた、安全・安心でやすらぎと潤いのある美ら島沖縄を次の世代に引き継ぎます。

令和 3 年 3 月 26 日

沖縄県知事 玉城 デニー

②沖縄県気候非常事態宣言

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



気候変動に適応した ライフスタイルへの行動変容方針

13 気候変動に
具体的な対策を



県の行動 ▶▶▶

- 1 県は、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づく削減目標の達成及び気候変動に対応するため、国、市町村、県民、事業者と協力して、あらゆる施策を実施します。

市町村の行動 ▶▶▶

- 1 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言及びその達成に向けた取組を推進しましょう。
あらゆる事務事業（公共事業を含む）に「気候変動の緩和と適応」の観点を組み込み、より実効性のある施策を推進するとともに、公共施設の低炭素化等に率先して取り組みましょう。
- 2 気候変動に関する情報の収集と確実かつ迅速な提供に努めましょう。
台風や豪雨等の自然災害、高温、農水産物や自然生態系への影響など、気候変動に関する様々な情報の収集と、確実かつ迅速に住民や事業者へ提供する体制の構築を図りましょう。




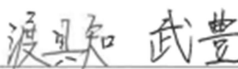

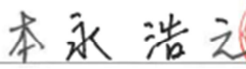
県民の行動 ▶▶▶

- 1 脱炭素に向けたライフスタイルへ転換しましょう。
沖縄県の二酸化炭素排出量の約半分が「電力」の使用によるものです。再生可能エネルギーによる発電や省エネルギーの推進が効果的な気候変動対策となります。無理をせず、生活様式にあった賢い省エネライフを考え、実践しましょう。
- 2 低炭素型製品を選択しましょう。
LED照明、エアコン、冷蔵庫等の省エネ型製品を選ぶことで、光熱費の削減にもつながり、長期的には家計もお得になります。様々な製品について長期的な視点で考え、購入しましょう。
- 3 低炭素サービスを選択しごみの削減とリサイクルを進めましょう。
移動する際は公共交通機関や自転車を利用しましょう。また、自治体のルールに沿ってごみを分別し、リサイクル率を向上させ、ごみを減量化しましょう（3Rの実践）。
- 4 自動車と正しく付き合しましょう。
自動車を利用する場合は、ふんわりアクセル、アイドリングストップ等のエコドライブを実践しましょう。また、ハイブリッド車やEV車の利用も検討してみましょう。
- 5 台風、集中豪雨、高潮、河川氾濫等について、地域の情報を得て適切に備えましょう。
日頃から、台風時の停電時に備えるとともにハザードマップや土砂災害警戒区域を確認しましょう。
- 6 これまでの経験にとらわれない熱中症対策を心がけましょう。
真夏日や熱帯夜の増加に備え、これまでの経験にとらわれず熱中症に注意しましょう。

事業者の行動 ▶▶▶

- 1 全ての事業活動を気候変動に配慮したものに転換しましょう。
あらゆる事業活動に伴って、二酸化炭素を排出していることを意識し、製品の設計・製造、サービス、使用燃料（天然ガスなど）を見直すとともに、長期的な視点に立って、建物、機器類、空調設備等の省エネ型への転換を進めましょう。
- 2 「過去に例がない」自然災害や気象現象に備える対策を予め検討しましょう。
災害発生時の電力などのエネルギーの多様化・分散化、原料調達体制の確保など、自然災害に備えた事業継続計画（BCP）を策定するとともに、適切な作業環境の確保を図り、これまで以上に熱中症対策を強化しましょう。

③沖縄電力株式会社との包括連携協定

 
<p>名護市と沖縄電力株式会社との包括連携に関する協定書 ～地域の脱炭素および持続可能なまちづくりを目指して～</p>
<p>名護市（以下「甲」という。）と沖縄電力株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。</p>
<p>（目的）</p>
<p>第 1 条 本協定は、名護市の地域の脱炭素の推進および持続可能なまちづくりを目指して、甲及び乙が緊密に連携・協力することを目的とする。</p>
<p>（連携事項）</p>
<p>第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携して取り組むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">（1） エネルギーの安定的かつ適正な供給の確保に関すること（2） 環境負荷の低減に配慮したエネルギーの導入拡大および転換促進に関すること（3） まちづくりに関すること（4） 地域の次世代教育に関すること（5） その他本協定の目的に沿うこと <p>2 具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。</p>
<p>（協定内容の変更）</p>
<p>第 3 条 甲又は乙はいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。</p>
<p>（期間）</p>
<p>第 4 条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 カ月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。</p>
<p>（協議）</p>
<p>第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。</p>
<p>本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。</p>
<p>令和 4 年 4 月 8 日</p>
<p>甲 沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号 名護市長 </p>
<p>乙 沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号 沖縄電力株式会社 代表取締役社長 </p>

④前計画期間の施設別温室効果ガス排出量

No.	施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)				
		2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
1	本庁舎	690	665	654	668	619
2	都市公園施設等	433	390	471	620	380
3	市民会館	526	508	494	465	432
4	羽地支所	168	64	57	51	48
5	久志支所	67	58	35	18	31
6	屋部支所	21	21	23	14	16
7	屋我地支所	31	9	46	28	43
8	緑風こども園	—	—	—	—	24
9	各幼稚園	19	19	8	8	8
10	労働福祉センター	28	25	25	11	21
11	苗圃場	—	—	—	—	8
12	区画整理事務所	12	12	12	7	6
13	環境センター	1699	1686	1647	1779	1858
14	衛生センター	144	149	151	163	146
15	葬斎場	130	121	139	143	141
16	最終処分場	248	238	259	154	260
17	下水処理場	2252	2009	2220	2164	1790
18	浄水場	1056	1051	1059	1069	946
19	上水道関連施設	2405	2912	2415	2535	2307
20	図書館	239	238	229	225	178
21	博物館	85	73	64	63	54
22	各小学校	1415	1321	1373	1630	1471
23	各中学校	1229	1210	1134	1250	1171
24	各給食センター	339	332	330	328	286
25	文化財羽地資料整理室	14	20	20	15	17
26	市史編さん係事務所	10	8	7	8	9
27	消防本部	189	100	191	188	170
28	選挙管理委員会事務所	14	17	12	8	25
合計		13,464	13,256	13,074	13,614	12,463

※排出量は、小数点以下を四捨五入して計上しています。0.5未満は0表示しています。

⑤本計画の策定（改定）に関する会議等

- 庁内部会【第1回】（令和4年8月16日 本庁舎第1会議室）
委員13名、その他2名が出席し、本計画案の内容について検討した。

庁内部会【第2回】（令和4年11月11日 本庁舎第1会議室）
委員14名が出席し、本計画案の内容について検討した。



- 庁内意見募集

1回目（令和4年8月8日から8月15日まで） 意見提出3件
2回目（令和4年9月20日から9月30日まで） 意見提出0件

- 推進会議（令和4年11月28日 本庁舎庁議室）
委員12名が出席し、本計画案の内容について検討し、本計画を決定した。



⑥地球温暖化対策計画（概要版）

地球温暖化対策計画の改定について

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

1

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

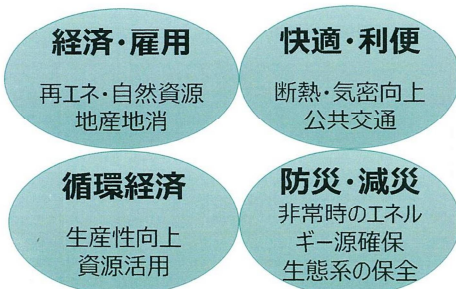
2

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

1. 地域脱炭素ロードマップのキーマッセージ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる



✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**

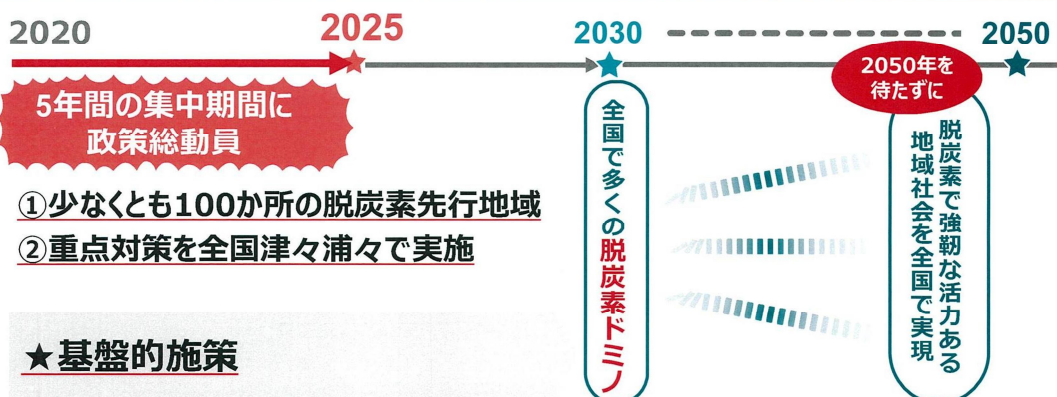
✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**（2015年度）

✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

3

2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルインノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

4

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策**を整理
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**

- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）**
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

9

3-2. 重点対策①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

建物の屋根等に設置し屋内・電動車で自家消費する太陽光発電を導入する。自家消費型の太陽光発電は、系統制約や土地造成の環境負荷等の課題が小さく、低圧需要では系統電力より安いケースも増えつつある。余剰が発生すれば域内外で有効利用することも可能であり、蓄エネ設備と組み合わせることで災害時や悪天候時の非常用電源を確保することができる。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● PPAモデルやリース契約による初期投資ゼロでの屋根等への太陽光発電設備の導入 ● 駐車場を活用した太陽光発電付きカーポート（ソーラーカーポート） ● 定置型蓄電池やEV/PHEV、給湯機器等と組み合わせることによる再エネ利用率の拡大 等
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す ● 2050年までに、電気を「買う」から「作る」が標準になり、全ての家庭が自給自足する脱炭素なエネルギーのプロシューマーになっていることを目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府における設置可能な建築物の件数、現時点での導入容量及び今後導入可能な容量の余地を早期に明確化し、導入状況のフォローアップを実施 ● 自治体の建築物等に関しては、上記の絵姿・目標を目指し、地方公共団体実行計画（事務事業編）等に基づき庁舎その他自治体の保有する建築物や土地への太陽光発電設備を導入することを促進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市等 PPA事業（小中学校65校に太陽光発電と蓄電池を設置。災害時レジリエンス） ● 島田市等 PPA事業（小中学校4校に太陽光発電と蓄電池を設置。災害時レジリエンス） ● 沖縄電力 かりーるーふ（太陽光発電及び蓄電池を無償で設置。居住者への電力供給）

10

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

3-2. 重点対策②地域共生・地域裨益型再エネの立地

一次産業と再エネの組合せ、土地の有効活用、地元企業による施工、収益の地域への還流、災害時の電力供給など、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に裨益する再エネの開発立地を、できるだけ費用効率的に行う。そのために、市町村は、地域の再エネポテンシャルを最大限活かす導入目標を設定し、公共用地の管理者や農業委員会等と連携し、再エネ促進区域の選定（ポジティブゾーニング）、環境配慮や地域貢献の要件の設定や地域協議会の開催等を主体的に進める。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● 営農型太陽光発電など一次産業と再エネの組合せ ● 未利用地や営農が見込まれない荒廃農地、ため池、廃棄物最終処分場等の有効活用 ● 地元企業による設備工事の施工、地域金融機関の出資等による収益の地域への還流 ● 既存の系統線や自営線等を活用した再エネの地産地消・面的利用 ● エネルギー大消費地の大都市部と再エネポテンシャルの豊富な地方農山村の連携による再エネ開発と融通 等
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域が主役になり、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業が全国各地で展開され、地域脱炭素の主役として貢献していることを一般化していくことを目指す
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 温対法の着実な施行 ● 農山漁村再エネ法に基づく促進区域等の制度 ● FIT制度の着実な実施・運用 ● 再エネ事業支援ガイドブックの作成、地域共生型の優良な再エネ事業の顕彰及び広報等を通じた横展開 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 匠瑳市 匠瑳メガソーラーシェアリング発電所（安定的・継続的農業経営への貢献） ● 北上市 市庁舎建設計画のあった遊休地に市が事業主体となり発電を実施 ● 飯館村 村出資のSPCが太陽光と風力を連携運用（クロス発電）し設備利用率を底上げ ● 松前町 リエネ松前風力発電所（蓄電池を併設。再エネで地域を活性化し人口減少回避） ● 陸沢町 CHIBAむつざわエナジー（再エネ売電収益を利用した先進予防型まちづくり） ● 生駒市 いこま市民パワー（再エネ売電収益を利用した登下校見守りサービス等の提供） ● 横浜市と東北地方13市町村 再エネの開発・融通等のエネルギーに関する協力連携 等

11

3-2. 重点対策③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

庁舎や学校等の公共施設を始めとする業務ビル等において、省エネの徹底や電化を進めつつ、二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を実施するとともに、再エネ設備や再エネ電気を、共同入札やリバースオークション方式も活用しつつ費用効率的に調達する。あわせて、業務ビル等の更新・改修に際しては、2050年まで継続的に供用されることを想定して、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ねて、創エネ（再エネ）設備や蓄エネ設備（EV/PHEVを含む）を導入し、ZEB化を推進する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望する家庭や地域企業と地方自治体との共同入札 ● 複数の電力需要を束ねた入札や最低価格まで競り下げるリバースオークション方式 ● 既存の公共施設における改修の機会を活用した積極的な省エネ化・ZEB化 等
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までに新築建築物の平均でZEBが実現していることを目指し、公共施設等は率先してZEBを実現していることを目指す ● 公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていることを目指す
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府実行計画に基づく、政府の建築物における率先したZEBの実現や、政府の保有する建築物への複層ガラスや樹脂サッシ等の導入等の断熱性の向上や増改築等時の省エネ性能向上の措置の実施 ● 公的機関のための再エネ調達実践ガイドやウェブサイト、温対法に基づく地方公共団体実行計画マニュアル等を通じた再エネ電気調達の創意工夫の横展開 ● 地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく公共建築物の省エネ性向上の事例の周知等 ● ZEH・ZEBや住宅・建築物の省エネ改修のメリット等を分かりやすく整理し、情報発信する等を通じた機運醸成や行動変容促進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜県 瑞浪北中学校（スーパーエコスクールとして開校、2019年9月～2020年8月にZEB達成） ● 水見市 西の杜学園義務教育学校（既存施設を改修し、全熱交換器、高効率照明等によりZEB達成） ● 久留米市 久留米市環境部庁舎（既存庁舎の断熱改修、太陽光発電設備設置等でZEB改修） ● 流山市 小規模な施設を一括発注するデザインビルド型小規模バルクESCO事業 ● 世田谷区 公共施設再エネ100%電力化（区の93施設に再エネ100%電力を導入） 等

12

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

3-2. 重点対策④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

地域の住宅・建築物の供給事業者が主役になって、家庭の最大の排出源の一つである冷暖房の省エネ（CO2削減）と、健康で快適な住まいの確保のために、住宅の断熱性等の省エネ性能や気密性の向上を図る。住宅の再エネ・創エネ設備や、蓄エネ設備（EV/PHEVを含む。）は、ネットワーク化することで需給調整に活用でき、地域のレジリエンス強化にも資する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体が、地域特性に沿った独自基準を設定し、事業者の研修・認定、認定事業者による省エネ住宅施工の支援を行う ●自治体に登録された省エネ改修アドバイザーが、専用の簡易診断ツールを用いて住宅のエネルギー性能の簡易診断を行い、地域住民に対して省エネ改修を働きかける ●地域地球温暖化防止活動推進センターが中心となって、住宅の需要側・供給側の協議会を作り、それぞれに対して情報発信等を行う
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の断熱性能等を向上させ、良質な住環境を創出することは、ヒートショックによる健康リスクの低減等に資するものであるといったことが、国・地方・生産者・建築主等のあらゆる主体の共通認識になっており、当然のこととして取り組まれていることを目指す ●2030年までに新築住宅の平均でZEHが実現していることを目指す
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治体による住宅・建築物の省エネ改修推進政策の創意工夫の取組の地方公共団体実行計画マニュアル等を通じた横展開 ●国と地方自治体による地域の住宅・建築物の省エネ改修の促進 ●ZEH・ZEBや住宅・建築物の省エネ改修のメリット等を分かりやすく整理し、情報発信する等を通じた機運醸成や行動変容促進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県 とっとり健康省エネ住宅性能基準（新築戸建住宅の県独自の省エネ住宅基準） ●長野県等 環境配慮型住宅助成金（木造住宅の新築や省エネ改修時の費用の一部助成） ●大阪府・大阪市 おおさかスマートエネルギーセンター（ZEHや省エネ、再エネの普及を目的に情報発信やマッチング事業等を展開）

13

3-2. 重点対策⑤ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電力×EV/PHEV/FCV）

再エネ電力とEV/PHEV/FCVを活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動を脱炭素化する。動く蓄電池等として定置用蓄電池を代替して自家発再エネ比率を向上し、災害時には非常用電源として活用し地域のエネルギーレジリエンスを向上させる。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ●EVカーシェアリング実施（再エネ電力を供給したEVを災害時等の非常用電源にも活用） ●自動車会社と自治体の間での災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し給電を支援する協定 ●自律走行機能を搭載したEVバスが町内5kmの公道を定時定路運行 ●地域特性に応じてタクシーにEVやFCVを導入
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内の人・モノの車による移動について、EV/PHEV/FCVが最初の選択肢となることを目指す ●2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを旨とする ●EV/PHEV/FCVを全国どこでも安心して利用できるインフラが整備されている。また、充電インフラの電力及び水素ステーションの水素は概ね再エネ等由来となっている ●導入されたEV/PHEVの持つ蓄電機能は地域の再エネポテンシャルを最大化するための社会インフラとして活用されている（重点対策①及び②と連動）ことを目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ●政府及び地方自治体における公用車の電動化の率先実行 ●ゼロカーボン・ドライブキャンペーンやモニター制度等を活用した普及啓発 ●地域再エネとEV/PHEV/FCV等の同時導入や充電インフラ導入の推進 ●公共施設、商業施設等や物流施設等の地域の産業拠点等への充電・充放電設備整備 ●トラック、バスの電動化、バッテリー交換式EV等の開発・導入の推進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ●小田原市 EVカーシェアリング（再エネ電力を供給したEVを災害時等の電源にも活用） ●三菱自動車工業 DENDOコミュニティサポートプログラム（災害時にPHEVを搬入し給電を支援する協定） ●日産自動車 全国に広がるEVを活用した災害連携協定（災害時にEVを非常用電源に活用） ●トヨタ自動車 自治体と給電支援ネットワークを構築（災害時にPHEV/FCVを非常用電源に活用） ●境町 自律走行バス（自律走行機能を搭載したEVバスが町内5kmの公道を定時定路運行） 等

14

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

3-2. 重点対策⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、食べ残しゼロ推進店舗認定制度や販売期限の延長の取組） ●食品ロス削減推進計画（消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減） ●地域で発生した有機廃棄物を地域資源として活用（家庭の生ごみのバイオガス化）
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者と連携した環境配慮設計製品（省資源、リユース可能、分別容易、再生材やバイオマスプラスチック等への素材代替等）の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の回収・リサイクルが一体的に進んでいることを目指す ●食品ロス量が、2030年度までに2000年度比で半減するとともに、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されることを目指す ●廃棄物処理や下水処理で得られる電気、熱、CO₂、バイオガス等の地域での活用が拡大することを目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般で、3R+Renewableの取組を包括的に促進 ●飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロエリアの創出を推進 ●国民の暮らしに身近な家庭ごみの排出抑制を促す有効な手法の一つであるごみ有料化を、「一般廃棄物処理有料化の手引き」等を活用し推進 ●リユースやリサイクルに係る手間を減らすため、事業者・自治体と連携し、住民にとって利用しやすくなるよう、排出ルートが多様化やその周知を推進 ●廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出すなど、地域循環共生圏を踏まえた資源循環のモデルを提示し、廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ●日野市 プラスチック製容器包装・製品の一括回収 ●京都市等 新・京都市ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、販売期限の延長を推進） ●富山県 消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減の推進計画 等

15

3-2. 重点対策⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォークアブルな空間の形成等により車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図るとともに、併せて、都市内のエリア単位の脱炭素化に向けて包括的に取り組む。加えて、スマートシティの社会実装化や、デジタル技術の活用等を通じて都市アセットの機能・価値を高め、その最大限の利活用を図る。さらにグリーンインフラやEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）等を推進する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ●LRT、EVバスや合成燃料（e-fuel）を活用したバスを本格導入し交通ネットワークを再構築、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進するとともに、多様な利用促進策により需要を拡大 ●車道が中心であった駅前をゆとりある歩行者中心の空間に再整備しトランジットモール化するとともに、広場空間の芝生化等の緑化空間の創出により、居心地が良く歩きたくなる空間を創出 ●駐車場配置適正化区域を導入し、駐車場設置等の指導によりまちなかへのマイカー流入を規制。それに伴い、シェアサイクル等を活用し、回遊性を向上
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ●全国各地で都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォークアブルな空間形成が進み、車中心から人中心の空間に転換されるとともに脱炭素化に向けた包括的な取組が進展していることを目指す ●まちづくり・地域交通等に関する地域の計画や関係主体間の連携が図られていることを目指す ●2024年度末までに「立地適正化計画」（都市再生特別措置法）を作成した市町村数600市町村、「地域公共交通計画」（地域公共交通活性化再生法）の策定件数1,200件を目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画等に基づく居住や都市機能の集約による都市のコンパクト化やウォークアブルな空間の形成の推進 ●都市内のエリア単位の脱炭素化にむけた包括的な取組を、民間投資の呼び込みを含め強力に推進 ●環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対する支援等を通じた都市の再生 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市 都市のコンパクト化による公共施設の再編、公共交通の利用促進、城野ゼロカーボン先進街区において創エネ設備の導入等によるエリア単位の脱炭素化。 ●姫路市等 駅前の空間リノベーション（車道中心であった駅前を歩行者空間に再整備、広場空間を芝生化） ●松山市等 街路空間の再構築（歩行空間の拡大による、車中心から人中心の空間への転換） 等

16

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

3-2. 重点対策⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体において、環境負荷軽減や地域資源の最大活用、労働生産性の向上を図り、持続可能な食料システムを構築する。

- ・ 持続可能な資材やエネルギーの調達（営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設の導入等）
- ・ 地域の未利用資源の一層の活用（園芸施設における産業廃熱・CO2の利用、バイオ炭の農地施用、堆肥の広域流通等）
- ・ 持続的生産体系への転換（ドローンによるピンポイント農薬・肥料散布の普及、農機のシェアリングや農業支援サービスの育成・普及、有機農業の推進等）
- ・ 持続可能な加工・流通システムの確立（商品・物流情報データの共有・連携、余剰・未利用農産物の再利用）
- ・ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進（見た目重視から持続性重視への転換、消費者と生産者の交流）
- ・ 適切な間伐やエリートツリー等を活用した再造林等の森林整備
- ・ 建築物の木造化・木質化等による地域材の積極的な利用

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥の高品質化、ペレット化の促進、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域循環利用システムの構築、自給肥料の増産 ● 水田の水管理によるメタン削減（自動水管理システムの導入・中干し期間の延長）等
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 2050年までに目指す姿として「農林水産業のCO2ゼロエミッション化」「園芸施設について化石燃料を使用しない施設への完全移行」「農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再エネの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入」「2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術を確認」 ● 2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」（2021年5月農林水産省策定）に基づく取組の実施 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿追町等 家畜排せつ物等を活用したバイオガスプラント導入によるエネルギー地産地消 ● 富山環境整備 廃棄物焼却発電施設から発生する排熱を農業用ハウスに有効活用 ● ゆめファーム全農SAGA 清掃工場から発生する熱及びCO2を農業用ハウスに有効活用 等

17

（参考）別添3 地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

関係省庁	支援ツール・枠組み（名称）
環境省	地方公共団体実行計画（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS(ラップス)]）、再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーボス)]、環境アセスメントデータベース[EADAS(イーダス)]、地域経済循環分析、環境省ローカルSDGs-地域循環共生圏づくりプラットフォーム-、地域エネルギー・温暖化対策推進会議、気候変動適応情報プラットフォーム
総務省	分散型エネルギーインフラプロジェクト、ローカル10,000プロジェクト、地域力創造アドバイザー
内閣府	SDGs未来都市、地方創生推進交付金、地方創生テレワーク交付金、企業版ふるさと納税、地方創生人材支援制度、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、PPP/PFI地域プラットフォーム、スマートシティ官民連携プラットフォーム
農林水産省	バイオマス産業都市、農山漁村再エネ法基本計画、畜産バイオマス地産地消対策事業、地域資源活用展開支援事業、脱炭素型フードサプライチェーン可視化（見える化）推進事業
経済産業省	ミラサポplus、省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業、地域エネルギー・温暖化対策推進会議（再掲）、なっとく！再生可能エネルギー
国土交通省	コンパクトシティ形成支援チーム、ウォークابل推進制度、地域公共交通確保維持改善事業、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム、国土交通省スマートシティモデルプロジェクト、観光地域づくり法人(DMO)
文部科学省	地域の脱炭素化のための基盤的研究開発、カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション、エコスクール・プラス

20

⑦地域脱炭素ロードマップ（概要版・抜粋）

（参考）国・地方脱炭素実現会議

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に**地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野**を中心に、国民・生活者目線での実現に向けた**ロードマップ**、及び、それを実現するための**国と地方による具体的な方策**について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面からのヒアリングを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 令和3年6月9日の第3回において、「**地域脱炭素ロードマップ**」を決定。

●構成メンバー

<政府> 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、
総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、
津南町長、大野市長、沓崎市長

●開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各
省・地方自治体の取組

第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案

第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定

※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係
団体との意見交換等を実施



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

●内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：
国・地方脱炭素実現会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/>

⑧名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく地球温暖化対策推進責任者及び地球温暖化対策推進員設置要領

○名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく地球温暖化対策推進責任者及び地球温暖化対策推進員設置要領

（設置）

第1条 名護市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）に基づく具体的な取り組みを推進するため、各課等に地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）及び地球温暖化対策推進員（以下「エコリーダー」という。）を設置する。

（定義）

第2条 推進責任者とは各課等の長をいい、エコリーダーとは所属長が指名する係長級の者をいう。

（所掌事務）

第3条 推進責任者及びエコリーダーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）推進責任者

- ア 各職場で地球温暖化対策推進責任者となり、実行計画の積極的な推進を図る。
- イ 各職場における実行計画推進の周知、取組の督励、取組状況の管理に努める。

（2）エコリーダー

- ア 各職場における環境配慮行動の推進と点検・評価を行う。
- イ エネルギー使用量等の実績調査を行う。
- ウ 職員の意識啓発を推進する。
- エ その他実行計画に関する事項。

（報告）

第4条 エコリーダーは、事務局の定める様式に基づき、点検・評価及び実績調査を行い、その結果については事務局に報告する。

（庶務）

第5条 エコリーダーに関する庶務の総括は、環境対策課において処理する。

（規則）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進責任者及びエコリーダーに関する必要な事項は、環境対策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

⑨名護市グリーン購入調達方針

○名護市グリーン購入調達方針

1. 目的

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、価格、機能・品質等だけでなく、環境に与える負荷を最小限に抑え、限りある資源を有効に活用する製品を優先的に購入することです。

グリーン購入の取り組みは、消費生活の中で購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、市場を通じて企業等の供給側に環境への負荷の少ない製品の開発や供給を促すものであり、循環型社会の形成に向けて重要な鍵となっています。

名護市では、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づき「グリーン購入調達方針」を定め、本市の事務事業における環境への負荷の低減に資する物品及び役務の調達推進を図ります。

2. 適用範囲

この方針の適用範囲は、名護市の本庁舎及び出先機関を含めた全ての機関が行う物品等（レンタル、リース）の購入とします。

3. 基本的な考え方

物品などを調達する場合は、次の要件を考慮して物品を選定する。また、物品等の発注に当たっては、その必要性を十分検討するとともに、適正な数量の購入に努めるものとする。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 長期間使用できること。
- (4) リデュース（排出抑制）が可能であること。
- (5) リユース（再使用）が可能であること。
- (6) リサイクル（再生使用）が可能であること。
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- (8) 廃棄されるときに適正な処理や処分が容易なこと。
- (9) その他、環境への負荷の低減に資するものであること。

4. 調達目標の設定

- (1) グリーン購入を計画的に推進するため、「グリーン購入調達目標」を策定する。
- (2) 調達目標には、次の事項を定める。
 - ① 特定調達品目（重点的に調達を推進すべき物品等の種類）
 - ② 判断基準（特定調達品目に該当する物品等における選択のための基準）

⑨名護市グリーン購入調達方針

③調達目標（特定調達品目の年間調達目標）

④配慮事項（判断基準とはしないが、配慮することが望ましい事項）

5. 推進体制

（1）環境物品等の調達推進については、名護市地球温暖化対策実行計画推進会議において協議検討を行う。

（2）各課長等（地球温暖化対策推進責任者）は、それぞれの所属においてグリーン購入の推進に努める。

6. 進行管理

（1）地球温暖化対策推進員（エコリーダー）は組織内におけるグリーン購入に関する調達実績を事務局へ報告する。

（2）調達実績については、事務局にて取りまとめる。

7. 施行時期

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

⑩名護市グリーン購入調達目標

名護市グリーン購入調達方針（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき、環境物品等の調達目標を次のとおり定める。

●文具類

品目	判断基準	目標	配慮事項
シャープペンシル	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。 	90%	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
シャープペンシル替芯			
ボールペン			
マーキングペン			
鉛筆			
スタンプ台			
朱肉			
定規			
消しゴム			
ステープラー（ホッチキス）			
ステープラー針リムーバー			
連射式クリップ（本体）			
事務用修正具（液状、テープ）			
クラフトテープ			
粘着テープ（布粘着）			
はさみ			
カッターナイフ			
OA クリナー（液、ウエット）			
のり（液状、固形、テープ等）			
ファイル			
バインダー			
アルバム			
事務用封筒、窓付き封筒（紙製）			
ノート			
インデックス			
付箋紙			
ごみ箱			
名札			

⑩名護市グリーン購入調達目標

●紙類

品目	判断基準	目標	配慮事項
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 	90%	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 		
トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・古紙パルプ配合率 100%であること。 		

●器具類

品目	判断基準	目標	配慮事項
いす	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。 	90%	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
机			
棚			
黒板			
ホワイトボード			

●作業服類

品目	判断基準	目標	配慮事項
作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 	90%	
作業手袋			

⑩名護市グリーン購入調達目標

●OA 機器類

品目	判断基準	目標	配慮事項
コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。 	90%	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み製品の回収及び再使用又は、再生利用システムがあること。 ・使用する電池はカドミニウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
プリンタ			
ファクシミリ			
スキャナ			
ディスプレイ			
その他の製品			

●家電製品類

品目	判断基準	目標	配慮事項
電気冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示がされている製品であること。 ・国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。 	90%	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
電気冷凍庫			
エアコンディショナー			
テレビジョン受信機			
電子レンジ			
蛍光灯照明器具			
その他の製品			

⑩名護市グリーン購入調達目標

●自動車

品目	判断基準	目標	配慮事項
公用車	・ハイブリッド自動車若しくは低排出ガス車で、かつ低燃費車であり車環境負荷の低減を実現した低公害車であること。	新規購入公用車の90%	

●その他【インターネットによる製品情報の入手先】

- ・環境省 環境ラベル等データベース
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>
- ・グリーン購入ネットワーク GPN エコ商品ネット
<http://www.gpn.jp/>
- ・公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局
<https://www.ecomark.jp/>
- ・一般財団法人 省エネルギーセンター
<https://www.eccj.or.jp/>
- ・国土交通省 低排出ガス認定自動車に関する公表
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html



あけみおのまち 名護市